

## 厚労省のハラスメント指針素案

### “こうやれば大丈夫”と

### 教えるハラスメント促進指針だ!!

10月21日の雇用環境・均等分科会でハラスメント指針素案が出された。その内容にビックリした。

女性活躍推進法等とハラスメント関連法案が、衆議院で17項目の附帯決議が付き、5月28日参議院で21項目の附帯決議を附して成立した。附帯決議は全会一致で実現する。両院で附帯決議がついて法案が採決された折に、根本厚労大臣は「ただいまご決議になりました。附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいります」と述べている。

6月、ILO総会では「仕事の世界における暴力とハラスメント」の条約と勧告が92%という圧倒的賛成を得て成立した。日本の経営側は棄権、政府は賛成した。8月末から雇用環境・均等分科会で指針にむけた議論が始まった。9月30日には真のポジティブアクションの実現を目指すネットワーク（ポジネット）が緊急集会を開き、労働側委員他15名の当事者団体が実態を

報告し、附帯決議の内容を含む指針の必要性について訴えた。短期間の告知にも関わらず百名を超える参加者があり、厚労省担当部門の課長もこれらの話を聞いていた。

ところが10月21日に分科会に提示された指針素案は、これまでのハラスメント裁判の判決すら後退させ、まるで“こうすればハラスメントにはなりません”と指導するような酷い内容だった。参議院の附帯決議で「指針の策定にあたり・・・次の事項を明記すること」とされた内容が素案には十分反映されていないのだ。

いくつか紹介すると、参院附帯決議9の1には「パワーハラスメントの判断に際しては、『平均的な労働者の感じ方』を基準としつつ、『労働者の主観』にも配慮すること」と書かれているが、指針素案にはない。

この「労働者の主観」についてはセクシュアルハラスメントに関する均等法通達でも「客観性のみによらない判

断基準」として書かれている。性的指向・性自認に関するハラスメント、就活生、顧客等からのハラスメントなどについても附帯決議から後退している。特に問題なのは「優越的な関係」の定義が狭すぎるのだ。指針素案では「抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係」としている。大きな力関係の差を必要とする定義は、同僚同士や上司と部下の関係でも除外される危険性があり、これまで以上にハラスメントの範囲や使用者の責任を限られたものにする。

「該当しない例」などいらない！  
とりわけ指針素案に例示された「該当しない例」の例示は、労働弁護団の見解によれば「使用者の弁解力タログ」とも言つべき不適当なものだ。

労働弁護団、ポジネット、フリーランスの組合が指針素案の修正を求める緊急声明を出している。10月29日には実行委員会形式で、「国会審議・附帯決議を反映したハラスメント指針を求める緊急院内集会」が開かれ、与党議員の参加もあった。

ハラスメントの無い職場は働きやすく、経営側にとっても重要だ。経団連は労働者をハラスメントで潰すことなく、能力を発揮できる職場づくりをするべきだ。今後の動きを注視しよう。



4月16日、実効あるハラスメント規制を求める院内集会

## 全労協第31回大会と30周年記念レセプション開催

9月30日（日）と10月1日の2日間で第31回大会が東京・蒲田の大田区産業プラザで開催された。

30周年記念レセプションの開催もあり、第2回大会以来の東京開催となった。

役員は議長・事務局長は留任、副議長など6人が新任となった。柚木常任幹事は6月末の石油連絡会の解散に伴い、新たに女性委員会枠で「新任」となったが、それでも女性幹事は3人から2人と減員となった。女性がもっと参加できる組織作りが必要だ。

30日のレセプションには200名を超える参加があり、全労連議長、平和フォーラム共同代表、社民党福島みずほ参議院議員他からお祝いのご挨拶を頂いた。

発行された「30年の歩みをご希望の方は事務局岩野まで」

TEL: 03-5403-1650

多様性をいかし働く者が主役の労働運動を!

全労協 30年の歩み

1989-2019

# 国労女性部中央委員会

10月19、20日、東京・アワーズイン阪急会議室において第5回女性部中央委員会を開催した。全労協女性委員会から力強い激励のメッセージが読み上げられた。委員会のなかでは、以下のよな各地方の状況が報告された。

東日本では、今年も女性部の交渉を、厳しい労働実態・環境の中で働かされていることなど、実際に子育てをしながら働く女性が訴えるなど、制度があっても現場ではないがしろにされている実態を交渉したと報告された。

東海の病院職場では育休で休んでいる人が多い中、中途採用もなく少ない人員で仕事を回すため、責任を持ってやれるのか心配であること、仲間つくりのため奮闘していることが報告された。

西日本では、大阪鉄道病院で要員が充分といえず、また手術室での待機状態を問題としているが解決されず、年休も取れない状態が続いていること、介護を抱えた社員の働き方も考えてほしいとの要望も出された。

九州では、突然医療法人への譲渡などが提案され、働き続けられるのか困惑しているなどが報告された。

北海道では社員の中で、会社の状況

## 団結まつりが開催

「平和なアジアを！ 改憲許すな！ 10・20命どう宝 団結まつり」が、10月20日（日）亀戸中央公園で開催されました。

開会の連帯挨拶を、寺嶋東京全労協



東京全労協はホタテ焼きとやき鳥を出店した

### 私のお気に入り

先日、お気に入りの調味料「ゆずとうがらし」購入と美味しいソーセージを食べるため、山梨県上野原市へ行ってきました。どちらも上野原市で製造されており、今回で3回目の訪問となります。

「ゆずとうがらし」は「柚子こしょう」とほぼ同じですが、赤い唐辛子を使うためオレンジ色で、ゆずの風味も少しあり、辛さは一般的な「柚子こしょう」よりマイルドに思います。

私とこの商品の出会いは、ソーセージレストラン「ハヤリテラス」で食事をした時です。店内にある地元商品販売コーナーで見かけ、自宅用に購入したところお気に入りになりました。



このレストランはソーセージ工房に併設する店舗で、店主がソーセージ研究家を名乗り、自然派ソーセージを作っています。店舗で販売もしていますが、発注状況で製造する品目の変動するため、店舗の在庫は種類、数ともに少なめです。また、加熱処理していないため冷凍状態で、食べる前には解凍と中まで火を通す必要があります。持ち帰りはもちろん、店舗の食事でも注文後に解凍を行い10分以上かけて焼いています。

上野原市は都内から日帰り圏内で、ハイキング・川辺の文学散策等も楽しめます。興味を持った方は、上野原市の観光案内等を確認のうえ、お出かけになってください。

\*「ゆずとうがらし」は上野原市内の数か所で販売、又はふるさと納税返礼品、ソーセージは通販等で購入できます。

全水道東水労 橋田

が厳しく、将来展望が持てないとして、若年退職も増えている状況がある。非正規社員の社員化を何年も求めているが実現しない。再雇用となつて働き続けているが、責任は同じで賃金のみが下げられたと報告された。

ける働き方の問題や他労組の女性社員との食事会などで問題がないかなど聞き取る活動をしている。集約で女性部長は、問題点を出し合い各エリアでの交渉に繋いで行つてほしい、そのためにも組織強化・拡大は必要であるとまとめた。（加藤）

事務局長が行い、参議院議員の福島みずほ議員も駆けつけ激励と連帯のご挨拶をいただきました。

中央ステージでは、ゲスト出演の彫刻家・金城 実さん、韓国からユ・ミヒさんが参加されていました。

第3部のステージでは、闘争中の仲間、争議中の仲間がステージに立ち、闘争報告や争議支援を訴えました。

これまで東京全労協は団結まつりの趣旨に賛同して、ブースを作り、焼きそばなどを取り組んできました。今年の出店は、前年と同様に『ホタテの貝焼き』を出店しました。15 Kg用意したホタテは昼過ぎには完売し、もう1品として焼き鳥も用意しましたが、アツという間に完売となりました。

東京全労協は朝9時に集合でしたが、東京清掃労組中央支部の仲間は、8時に会場入りをして、テント設営

をしていただきました。

また毎年、実行委員会を作りマイクロバスで参加している静岡県共闘の仲間とも短時間でしたが交流することが出来ました。（吉野）

### 20けんり春闘全国実行委員会発足総会・学習集会

日時：11月29日（金）

18時30分～20時30分

会場：全水道会館4階 大会議室  
講師：稲場雅紀さん（SSS市民社会ネット）

トワーク政策  
担当顧問）  
構成：発足総  
会、学習集会  
参加労組から  
の決意表明

※多くの参加を  
お願いします。

長時間働けば生活できる資金を！  
11・29 20けんり春闘 発足・学習集会 に参加を！

この大会は、20けんり春闘実行委員会が発足するにあたって、各労組の代表者が一堂に集まり、今後の活動方針や課題について話し合う重要な機会です。また、発足総会と併せて、労働者の権利や社会保障に関する学習集会も開催します。ぜひご参加ください。

11月29日（金）18:30～会場：全水道会館 4階 大会議室

20けんり春闘全国実行委員会  
連絡先：045-522-1111